

統計調査員募集中！

情報政策課 広報広聴係

☎ 0952-7512280



多久市では、国が実施する統計調査の業務に従事していただける人を随時募集しています。

「統計調査員」とは

各種統計調査において、調査票の配布・回収・検査などを行います。
※調査の都度、任命される非常勤の公務員です

登録調査員制度を設けています

統計調査に従事していただける統計調査員候補者を多久市に登録する制度です。登録いただいた人には、各種統計調査実施の際に、調査員になっていただけないか、優先的に声がけさせていただきます。

業務の流れ

- ① 調査員説明会への出席
- ② 担当する調査区の確認
- ③ 調査票の配布と記入依頼
- ④ 調査票の回収
- ⑤ 回収した調査票の検査・整理・提出



お知らせ

登録資格

20歳以上の健康な人で、選挙や税務、警察などに直接関係のない人
※くわしい要件は市ホームページをご覧ください

登録の流れ

申し出↓面接↓登録

報酬

調査終了後に報酬を支払います。金額は調査によって異なります。

主な統計調査（実施年度）

国勢調査（令和7年度）
経済センサス活動調査（令和8年度）
就業構造基本調査（令和9年度）

国民年金加入の手続きが必要です

国民年金事務所
市民課 保険年金係

☎ 0952-314191
☎ 0952-7512159



公的年金は3種類に分かれており、それぞれの状況で加入する年金は異なります。また、年金の種類が変わる時は必ず手続きが必要です。
手続きを忘れると、将来受給できる年金額が減ったり、もしもの時に障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなかったりする場合があります。

国民年金に加入する際は、年金番号が分かるもの（基礎年金番号通知書など）、退職などを証明できるもの（離職票や資格喪失証明書など）、本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどの顔写真つき身分証明書）を持参してください。

■国民年金の加入者 第1号被保険者（自営業、学生など）

手続きが必要なとき	変更後の種類	届出先
厚生年金に加入する	第2号被保険者	勤務先
第2号被保険者である配偶者の扶養に入る	第3号被保険者	配偶者の勤務先

■厚生年金の加入者 第2号被保険者（会社員、公務員など）

手続きが必要なとき	変更後の種類	届出先
退職などで厚生年金を脱退する	第1号被保険者	市民課 保険年金係
退職などで第2号被保険者である配偶者の扶養に入る	第3号被保険者	配偶者の勤務先

■厚生年金加入中の配偶者に扶養されている人 第3号被保険者（20歳以上60歳未満の人）

手続きが必要なとき	変更後の種類	届出先
配偶者の扶養から外れたまたは配偶者が65歳になった	第1号被保険者	市民課 保険年金係
就職して厚生年金に加入する	第2号被保険者	勤務先